

令和元年 9 月定例会

御杖村議会 会議録

令和元年 9 月 4 日 開会
令和元年 9 月 13 日 閉会

御杖村議会

◎目 次

第 1 号 (9月4日)	- 1 -
◎議事日程〔審議結果〕	- 2 -
◎本日の会議に付した事件	- 3 -
◎出席議員 (8名)	- 3 -
◎欠席議員 (0名)	- 4 -
◎会議録署名議員	- 4 -
◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名	- 4 -
◎職務のため議場に出席した事務局職員 〔発言記録〕	- 5 -
◎開会及び開議の宣告	- 5 -
◎会議録署名議員の指名	- 5 -
◎会期の決定	- 5 -
◎諸般の報告 (議会運営委員会)	- 5 -
◎諸般の報告 (例月出納検査)	- 6 -
◎諸般の報告 (桜井宇陀広域連合議会)	- 6 -
◎諸般の報告 (奈良県広域消防組合議会)	- 6 -
◎行政報告	- 8 -
◎一般質問	- 9 -
葛城昌俊君「村長 1 期目のむらづくりと今後の取り組みについて」	- 9 -
◎選挙第 4 号、御杖村選挙管理委員及び補充員の選挙について〔上程、選挙、 決定〕	- 10 -
◎発議第 5 号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について〔上程、 説明、質疑、討論、採決〕	- 11 -
◎議案第 26 号、御杖村総合計画条例の制定について〔上程、説明、質疑、討 論、採決〕	- 12 -
◎議案第 27 号、御杖村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定につ いて〔上程、説明、質疑、付託〕	- 13 -
◎議案第 28 号、御杖村御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討 論、採決〕	- 13 -
◎議案第 29 号、御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、 質疑、討論、採決〕	- 14 -
◎議案第 30 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更について〔上程、説明、 質疑、付託〕	- 16 -
◎議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算 (第 2 号) の議定につい て〔上程、説明、質疑、付託〕	- 16 -

◎議案第 32 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	- 17 -
◎議案第 33 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	- 17 -
◎議案第 34 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議 定について〔上程、説明、質疑、付託〕	- 18 -
◎一括議第〔上程、説明、質疑、付託〕	- 19 -
・認定第 1 号、平成 30 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について	
・認定第 2 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	
・認定第 3 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定について	
・認定第 4 号、平成 30 年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・認定第 5 号、平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について	- 19 -
◎一括議第〔上程、説明、採決〕	- 24 -
・同意 3 号、御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求め ることについて	
・同意第 4 号の御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求め ることについて	- 24 -
◎報告第 2 号、平成 30 年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行の状況に関する点検・評価の報告について	- 25 -
休憩・再開	- 18 -
◎議案第 35 号、土屋原公民館・体育館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締 結について	- 31 -
◎散会の宣告	- 33 -
第 2 号（9 月 13 日）	- 35 -
◎議事日程〔審議結果〕	- 36 -
◎本日の会議に付した事件	- 37 -
◎出席議員（8 名）	- 37 -
◎欠席議員（0 名）	- 37 -
◎会議録署名議員	- 37 -
◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名	- 37 -
◎職務のため議場に出席した事務局職員	- 38 -
〔発言記録〕	- 39 -
◎開議の宣告	- 39 -
◎議案第 27 号、御杖村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定につ いて〔委員長報告、質疑、討論、採決〕	- 39 -

◎議案第 30 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更について〔委員長報告、 質疑、討論、採決〕	40
◎一括議第〔委員長報告、質疑〕	41
・議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算(第 2 号)の議定について	
・議案第 32 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号) の議定について	
・議案第 33 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算(第 2 号)の議定について	
・議案第 34 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第 2 号)の議定について	41
◎議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算(第 2 号)の議定について 〔討論・採決〕	42
◎議案第 32 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号) の議定について〔討論・採決〕	42
◎議案第 33 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号) の議定について〔討論・採決〕	42
◎議案第 34 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第 2 号)の議定 について〔討論・採決〕	43
◎一括議第〔委員長報告、質疑〕	43
・認定第 1 号、平成 30 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について	
・認定第 2 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	
・認定第 3 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定について	
・認定第 4 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	
・認定第 5 号、平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について	43
◎認定第 1 号、平成 30 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について〔討 論・採決〕	44
◎認定第 2 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について〔討論・採決〕	44
◎認定第 3 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について〔討論・採決〕	45
◎認定第 4 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて〔討論・採決〕	45
◎認定第 5 号、平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について〔討論・採決〕	46
◎議案第 35 号、土屋原公民館・体育館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締 結について〔質疑・討論・採決〕	46
◎発委第 7 号、閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)〔上程、採 決〕	46

◎発委第 8 号、閉会中の継続調査申出について（むらづくり委員会）〔上程・採決〕	- 47 -
◎発議第 6 号、議員派遣について〔上程・採決〕	- 47 -
◎閉議及び閉会の宣言	- 47 -
◎会議録署名	- 49 -

第 1 号 (9月4日)

令和元年9月御杖村議会定例会（第1号）

令和元年9月4日(水)
開会 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

- ・ 議会運営委員会 8/21
- ・ 例月出納検査 5月・6月・7月分
- ・ 桜井宇陀広域連合議会 7/11 臨時会
- ・ 奈良県広域消防組合議会 7/30 臨時会

第4 行政報告

- ・ 村長

第5 一般質問

- ・ 葛城昌俊君（1件）

第6 選挙第4号〔当選決定〕

御杖村選挙管理委員及び補充員の選挙について

第7 発議第5号〔原案可決〕

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

第8 議案第26号〔原案可決〕

御杖村総合計画条例の制定について

第9 議案第27号〔むらづくり委員会付託〕

御杖村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

第10 議案第28号〔原案可決〕

御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第29号〔原案可決〕

御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第30号〔むらづくり委員会付託〕

御杖村過疎地域自立促進計画の変更について

第13 議案第31号〔予算決算委員会付託〕

令和元年度御杖村一般会計補正予算（第2号）の議定について

第14 議案第32号〔予算決算委員会付託〕

令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定について

第15 議案第33号〔予算決算委員会付託〕

令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定について

第16 議案第34号〔予算決算委員会付託〕

令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定に

- ついて
- 第17 認定第1号〔予算決算委員会付託〕
平成30年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第2号〔予算決算委員会付託〕
平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第3号〔予算決算委員会付託〕
平成30年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第4号〔予算決算委員会付託〕
平成30年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第5号〔予算決算委員会付託〕
平成30年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 同意第3号〔原案同意〕
御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて
- 第23 同意第4号〔原案同意〕
御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて
- 第24 報告第2号〔報告済〕
平成30年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について
- 第25 議案第35号〔議案調査〕
土屋原公民館・体育館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

議長	山岡隆良君	副議長	吉田俊弘君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
5番	松岡一生君	6番	木村忠雄君
7番	盛岡英成君	8番	山崎往男君

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

1 番 葛 城 昌 俊 君

2 番 古 川 芳 明 君

◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	伊 藤 収 宜 君
副 村 長	松 原 永 治 君
教 育 長	丸 山 栄 君
総 務 課 長	藤 田 辰 猪 君
むらづくり振興課長	西 岡 悦 夫 君
保健福祉課長	廣 尾 真 貴 子 君
産業建設課長	森 本 成 則 君
住民生活課長	片 岡 保 昌 君
教育委員会次長	中 村 康 幸 子 君
会計管理者	古 谷 依 子 君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事 務 局 長
書 記

中 嶋 英 樹 君
菊 山 ケ イ 子 君

〔 発言記録 〕

(10 時 00 分 開議)

◎開会及び開議の宣告

- 議長（山岡隆良君） 皆さん、おはようございます。
本日の 9 月定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。
全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、只今から、令和元年 9 月御杖村議会定例会を開会します。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山岡隆良君） 本日の議事日程は、配布済の日程表のとおりとします。
日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第 127 条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、1 番 葛城昌俊君、2 番 古川芳明君を指名します。

◎会期の決定

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 2、会期の決定を行います。
本定例会の会期は、本日から 9 月 13 日までの 10 日間にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から、9 月 13 日までの 10 日間に決定しました。

◎諸般の報告（議会運営委員会）

- 議長（山岡隆良君） はじめに、8 月 21 日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。
議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、木村忠雄君。
○議会運営委員長（木村忠雄君） それでは、8 月 21 日に開催致しました議会運営委員会の会議結果について、報告を致します。
当日は、全委員出席のもと、9 月定例会の運営について協議を行いました。
まず、会期及び会期中の日程について協議をおこない、会期を、9 月 4 日から 13 日までの 10 日間とし、全員協議会を 5 日、むらづくり委員会を 6 日、予算決算委員会を 10 日、続会議を 13 日とそれぞれ決定し、いずれも午前 10 時の開会と致しました。
また一般質問については、通告締切を 8 月 27 日とし、質問日は、9 月 4 日の開会日と決定致しました。
次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を

行い、議案第 27 号と 30 号をむらづくり委員会へ、補正予算 4 件と決算 5 件は予算決算委員会へそれぞれ付託し、その他の案件については、開会日に即決することと致しました。

最後に、次回、12 月定例会の会期を検討するため、「閉会中の継続調査申出書」を、続会日に提出することを決定して、委員会を閉じました。

以上で、議会運営委員会の報告と致します。

◎諸般の報告（例月出納検査）

- 議長（山岡隆良君） 次に、監査委員より例月の出納検査について、5 月から 7 月分の検査結果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告とします。

◎諸般の報告（桜井宇陀広域連合議会）

- 議長（山岡隆良君） 次に、一部事務組合議会に関する報告を行います。去る 7 月 11 日開催されました、桜井宇陀広域連合議会の報告を求めます。派遣議員、山崎往男君。
- 派遣議員（山崎往男君） 只今、議長のほうからご指名がございましたので、7 月 11 日に宇陀郡曾爾村振興センターにおきまして開催されました、令和元年桜井宇陀広域連合議会第 1 回の臨時会の報告を申し上げたいと思います。当日の出席議員につきましては、14 名の議員全員の出席のもとに開会を致しました。会議に先立ちまして、菊岡議長の開会宣言、そして、松井広域連合長からの招集あいさつの後、会議に入りました。まず最初に、桜井市議会議員選挙と曾爾村の議会議員選挙に伴いまして議員が新しく改選されましたので、改選されました 8 名の議席番号を決定を致しました。また、会議録署名議員 2 名の指名、そして、会期は 7 月 11 日の 1 日限りとすることに決定を致しました。次に、岡田光司副議長の任期満了に伴いまして、副議長の選挙についてを議題とし、選挙の結果、岡田議員が再選されました。続きまして、公平委員会委員 1 名の任期満了に伴う、桜井宇陀広域連合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とし、宇陀郡曾爾村今井の田合秀和氏を選任することに満場一致で同意を致しました。また、議会選出監査委員である井戸良美議員の任期に伴う追加議案として、議会選出監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題と致しました。その結果、井戸議員を再任することに満場一致で同意致しました。なお、本会議の前には全体協議会が開催されました。今回の臨時会の提出議案の説明等々受けました。その後、今年度の議員研修、またふるさと振興事業についての説明がございました。以上、簡単ではございますが、平成 31 年桜井宇陀広域連合議会第 1 回臨時会、並びに全体協議会の報告とさせていただきます。

◎諸般の報告（奈良県広域消防組合議会）

- 議長（山岡隆良君） 続いて、去る 7 月 30 日開催されました、奈良県広域消防

組合議会の報告を求めます。派遣議員、盛岡英成君。

○派遣議員（盛岡英成君） 議長の指名により、令和元年奈良県広域消防組合第1回臨時会の報告を致します。

去る7月30日午後2時、令和元年奈良県広域消防組合第1回臨時会が招集されました。会議に先立ち、全員協議会が開催され、議事日程、組合議会人事の説明の後、市町村分担金の負担方法等についての検討、組合発足後5年間の総括、消防組合中長期ビジョンの進捗等の説明と報告がありました。

本会議では、構成市町村の議員が新たに選出されたことにより、正副議長の選挙が行われました。結果、議長には、西和区分、上牧町、服部公英議員、副議長には、宇陀区分、宇陀市、多田與四朗議員が選出されました。

本臨時会に付議された案件と主な内容は、承認第1号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、これは、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成31年2月28日に公布、同日施行されたことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分されたものです。

続いて、報告第2号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、公用車の運行及び公務に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定について、4件の損害賠償額の決定について、専決処分でございます。

続いて、報告第3号、平成30年度奈良県広域消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法第213条第1項の規定により、消防救急デジタル無線伝播調査業務委託事業、1,490万4千円の繰越の報告です。

報告第4号、平成30年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法第213条第1項の規定により、高田消防署水槽付消防ポンプ車整備事業、4,485万円の繰越の報告です。

議第30号、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定による、退職手当返納請求事件についての訴えの提起であります。

議第31号、奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額が改正されたことによる改正です。浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請手数料の改正です。

議第32号、令和元年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算第1号について、歳入歳出予算からそれぞれ1,840万8千円を減額し、総額32億5,715万2千円とするものです。

歳出では、退職手当返納命令取消請求訴訟に伴う弁護士事務委託料648千円の増額。排ガス規制の変更に伴う支援車整備事業の中止による、1,905万6千円の減額によるものです。歳入ですけれども、組合債1,890万円の減額と財政調整基金繰入金の492千円の増額となっております。

議第33号、議第34号、および議第35号は財産の取得です。財産を買い入れるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による議決を求めるものです。

議案第 33 号は、防火服一式、3,112 万 848 円の取得です。議案第 34 号、ネットワークパソコン 200 台、3,013 万 2 千円の取得です。議案第 35 号、高規格救急自動車 6 台、1 億 5,992 万 6,400 円の取得です。

以上、33 号から 35 号までの財産の取得の内容でございます。

同意 1 号、議会選出の監査委員の選任につき同意を求めることについて、議会選出監査委員の選任についてですけれども、葛城区分、葛城市、藤井本浩議員が選任され、同意をいたしました。

以上 11 案件です。すべての議案が、原案どおり全会一致により承認及び可決され閉会しました。

なお、8 月 19 日、消防組合より、臨時会に付議された案件に誤りがあったことの報告がありました。議案第 35 号、財産の取得について、高規格救急自動車 6 台の契約金額に誤植があることが分かりました。11 月 25 日に次回予定されております第 2 回定例会へ再上程するという事の報告がございました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 皆さんおはようございます。

本日 9 月定例会を招集させていただきましたところ、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。貴重なお時間をいただき私から 6 月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

7 月 3 日、4 日に和歌山県みなべ町で開催されました近畿北陸水源林造林協議会通常総会及び研修会に、奈良県水源林造林協議会会長と致しまして、昨年に引き続き参加をさせていただきました。総会では、参加者全員が、特に造林事業の重要性、加えて継続して事業を推進することを再確認し、地球温暖化防止に必要な森林の整備、保全の推進と安定的な財源の確保など、国へ要望・陳情を強力に行うことを確認致しました。

7 月 12 日には、御杖中学校 2 年生の生徒 6 名が、議員として参加することも議会を開催致しました。当日は、生徒全員が堂々と一般質問を行い、村の将来について、どうしたら誇れる村として、安心して暮らしやすい村となるか、真剣に考えていただいた結果と感じたところです。今後、この子どもたちが進んで戻れる村づくりの大切さを改めて感じたところでございます。

7 月 26 日には、差別をなくす強調月間の取り組みと致しまして、御杖村と御杖村人権啓発活動推進本部主催で、人権を確かめあう村民のつどいを開催しました。当日シンガーソングライター悠以さんの LGBT トーク&コンサートには、村民の方々約 80 名の参加をいただき、人権尊重のむらづくりについて、特に誰もが自分らしく生きることができる社会について、改めて考えるよい機会になったものと考えおります。

また、8 月 14 日から 16 日にかけて、台風 10 号が襲来致しました。幸いにも本村では被害は無かったものの、毎年実施しておりましたふるさと夏祭りが、安

全面も考慮し、予備日も含めて今回初めて中止となり、非常に残念なこととなりました。

最後に、今定例会でご審議をお願い致します案件は、選挙、意見書を除き、条例制定、一般会計及び特別会計の補正予算、平成 30 年度一般会計及び特別会計の決算認定、また人事案件など報告を含めまして 18 件となっております。

それぞれの案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い致します。

○議長（山岡隆良君） これで行政報告を終わります。

◎一般質問

葛城昌俊君「村長 1 期目のむらづくりと今後の取り組みについて」

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 5、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。

葛城昌俊 君。

○1 番（葛城昌俊君） 皆さんおはようございます。議長の許可をいただきましたので、9 月の一般質問をさせていただきます。

御杖村のこれからの将来像・御杖村の総合計画・総合戦略についてお伺いしたいと思います。村長は、今年 6 月の古川議員の一般質問の答弁で 12 月の村長選に立候補の意志を述べられました。

皆さんご存知の通り、御杖村は急激な勢いで人口減少・主要産業の減退が進んでいると思われます。今、この現状を踏まえここで踏ん張らないと、御杖村は急速に衰退すると思われます。

そしてこの 1 期目の村長としての成果をお聞きしたいと思います。また、この 1 期目での就任において、村長の公約は何が達成され何が出来なかったのか。

また、2 期目の就任時には、どのような構想でこの御杖村を推進していきたいのかをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（山岡隆良君） 答弁を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） ただいまの葛城議員のご質問についてお答えさせていただきます。

御杖村の人口は、昭和 35 年以降減少が続いています。将来的にも人口の減少と少子高齢化のさらなる進行が予想されており、村の存続を考えるうえで最大の課題となっております。

このため村では、平成 28 年 1 月、御杖村人口ビジョンと、その目標達成のため、御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略を同時に策定しました。人口ビジョンでは、2060 年に 1,200 人程度の人口を確保することを目指しています。この目標を達成するため、総合戦略に基づきそれぞれの取り組みを進めているところでございます。

この 4 年間に取り組んだ事業の概要ですが、農林業の振興をはかるため、新規就農者 1 名の支援や、地域おこし協力隊 4 名の受け入れを行い、技術の習得・定住を進めております。また、村独自のハウス設置助成や農家戸別補償、間伐事業の促進対策を行っております。少子化・子ども対策として、保育料や給食費の無償化等を進めるとともに、子どもたちが大きく育ってくれることを願い、人材

育成塾を開設しました。また、9年間の学習を見据えた校舎一体型の小中一貫教育を進めており、中学校の大規模改修に取り組んでいるところでございます。

次に、働く世代の移住対策として、子育て世代向けの住宅5戸を建設し、募集を行っております。また、防災力や生活環境・通信環境の向上をはかるため、光ケーブルの整備を進めています。観光資源・地域資源の活用では、一人でも多くの方に本村を訪れていただき、交流人口の拡大をはかるため各種イベントを実施しております。また、道の駅の機能強化を進めるとともに、地域資源の活用として、木材を中心とした販路の開拓を行うため、地域商社の設立運営を進めていきます。住民の皆様の生活に直結します生活環境基盤の整備につきましては、桃俣地内の県道バイパス工事、村道三畝線が完成しました。引き続き、現在実施中・計画中の路線につきましても、早期完成・着工を目指します。また、地域の防災施設の耐震化、簡易水道の老朽化対策等を計画的に推進しています。

以上、1期目に取り組んだ事業の概要を簡単に述べさせていただきましたが、1番の課題であります急激な人口減少にどのように対処できたかは、結果としてまだ現れておりません。この3年間の村の転入・転出人口を見てみますと、平成28年度、28年4月から29年3月では、転入28人・転出53人、平成29年度では、転入30人・転出52人、平成30年度では、転入30人・転出47人となっており、いずれも転出が上回っております。移住人口・定住人口を増やすことが、重要な課題であると考えております。

ちょうど本年は、村の長期総合計画および第2期総合戦略の策定年度であります。現在、村民の方にアンケートを実施しておりますが、これから調査結果をふまえた計画策定を行い、今後ますます進む過疎化、少子高齢化への対策を継続して取り組んでいかなければならないと考えております。村の資源を活用し、現在、村に住む住民の幸福感、安心感を高め、定住を促進するとともに、人口減少を抑制するための取り組みを進めたいと考えております。よろしくお願い致します。

○議長（山岡隆良君） 葛城議員。

○1番（葛城昌俊君） 自席から失礼致します。詳しい答弁のほう、大変よく分かりました。もし来年度も村長就任されたときには、今の申された行政改革なりいろいろと邁進していただきたいと思っております。以上です。

○議長（山岡隆良君） 回答は、よろしいですね。

○1番（葛城昌俊君） はい、大丈夫です。

○議長（山岡隆良君） 以上で、一般質問を終わります。

◎選挙第4号、御杖村選挙管理委員及び補充員の選挙について〔上程、選挙、当選決定〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第6、選挙第4号、御杖村選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。本件につきましては、任期満了に伴い、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。
お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。
これに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。
- 議長（山岡隆良君） 指名推薦名簿案を配布します。
（事務局／名簿案配布）
- 議長（山岡隆良君） 先ず、選挙管理委員を指名致します。配布した名簿のとおり、今西隆雄さん、森本敏昭さん、寺本昌代さん、西谷勉さん、以上の4名を指名致します。
ただ今、指名した4名の方を、御杖村選挙管理委員の当選人と決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員に当選されました。
- 議長（山岡隆良君） 次に、選挙管理委員補充員を指名致します。配布した名簿のとおり、古谷茂雄さん、元橋徳江さん、丸山美佐代さん、杵本由枝さん 以上の4名を指名致します。
ただ今、指名した4名の方を、御杖村選挙管理委員補充員の当選人と決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

◎発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第7、発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。
本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。趣旨説明を求めます。
提出議員、山崎往男君
- 8番（山崎往男君） それでは、新たな過疎対策法の制定に関する意見書につきまして、趣旨説明を申し上げます。この意見書につきましては、議員3名による提案でございますが、代表して私の方から、趣旨説明を申し上げます。
これまでの過疎対策につきましては、昭和45年から4次にわたる特別措置法の制定により、総合的に事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきたところでございます。
しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、本村を含め多くの過疎地域は、極めて深刻な状況に直面を致しております。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなりますが、これまで過疎地域が果たしてきた水源涵養や国土保全をはじめとする多面的・公益的機能を、今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援政策を確立・推進することが重要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を要望するため、本村議会として、意見書を可決し、関係行政庁に対し提出を致したいと思っております。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

- 議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。日程第7、発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号、御杖村総合計画条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第8、議案第26号、御杖村総合計画条例の制定についてを議題とします。本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、地方自治法の改正により、総合計画基本構想の法的な策定義務がなくなったことに伴い、策定根拠を明確にするために、新たに本条例を制定するものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。
- 総務課長（藤田辰猪君） 平成23年8月に施行されました地方自治法の改正によりまして、総合計画の基本構想の法的な策定義務が無くなったことに伴いまして、御杖村の最上位の計画として策定根拠を明確にするために、総合計各条例を新たに制定するものでございます。まず、第1条において本条例の主な狙いを述べ、第2章におきまして本計画が基本構想と基本計画から構成されることを述べております。第3条において、総合計画の策定変更、開始時の諮問機関として総合計画審議会の設置を規定し、逆に附則におきまして以前から規定しておりました総合計画審議会条例の廃止を定めております。第4条におきまして、総合計画策定を議会の議決事項に定め、第5条におきまして、策定時の公表を定めております。ご審議をよろしくお願い致します。
- 議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

- (「質疑なし」の声あり)
- 議長(山岡隆良君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
- (「討論なし」の声あり)
- 議長(山岡隆良君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
日程第8、議案第26号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
- (全員/起立)
- 議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第26号、御杖村総合計画条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号、御杖村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長(山岡隆良君) 次に、日程第9、議案第27号、御杖村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。
- 伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君) 本案につきまして提案理由の説明をさせていただきます。
御杖村神末敷津地内で建設中でありました、当初モデル住宅として建設しておりました移住体験住宅が完成したため、この住宅の設置及び管理に関する条例を新たに定めるものでございます。よろしくご審議をお願い致します。
- 議長(山岡隆良君) ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 議長(山岡隆良君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。
- ご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長(山岡隆良君) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、御杖村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第28号、御杖村御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長(山岡隆良君) 次に、日程第10、議案第28号、御杖村御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
- 本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。
提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君) 本案につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長から説明申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 廣尾保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣尾真貴子） 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして説明させていただきます。

この条例は、保育所の設備基準、職員の配置基準、保育時間、保育の内容等を定めたものです。今回、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に一部改正があったことから、村の条例を改正するものです。

保育所には家庭的保育事業や小規模保育事業など様々な保育形態があり、御杖村の保育所は、その中でも定員 19 人までの小規模保育事業 A 型となっております。

今回の主な改正点は、3 点でございます。

一点目は、食事の提供の経過措置です。保育所では、給食を自園調理または搬入することになっておりますが、できていない保育所におきましては、その経過措置の期限をさらに 5 年延長し、10 年にするものです。御杖保育所では、給食を一部事務組合から搬入しているため、特に変更改善すべきところはありません。

二点目は、連携施設に関する経過措置です。

連携施設とは、たとえば、連携協力できる施設と合同で健康診断を行う、園庭の開放を行う、合同による保育を行うなど、連携施設が代わって保育を提供するなど保育が適正に行われるよう連携協力することとなっておりますが、連携施設の確保が著しく困難な場合は、その確保の期限を 5 年から 10 年に延長するものです。

3 点目は、全国的に保育の需要に応えることができる保育所が不足していることから、保育所における職員の配置基準や資格要件が緩和されたことです。具体的には、幼稚園教諭や小学校教諭等を保育士とみなすことができるというものです。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 10、議案第 28 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 28 号、御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号、御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 11、議案第 29 号、御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。

提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由でございます。

○村長（伊藤収宜君） 詳細につきましては、保健福祉課長から説明申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 廣尾保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣尾真貴子） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして説明させていただきます。

この条例は、保育所の利用定員に関する基準及び運営に関する基準を定めるものです。主な改正点は、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減について配慮された内容に改めるものです。

まず、題名に特定子ども・子育て支援施設等が追加されています。これは、子育てのための施設等利用給付として主に一時預かり事業に係る支援について改正されたものです。

一時預かり事業は、以前から実施しておりますが、改めて御杖保育所が一時預かり事業施設として、村での基準確認を行う必要があること、また一時預かりを利用した場合、利用料が必要でしたが、保育の必要性がある子どもの一時預かりについては、その利用料が償還されるというものです。

またこれまで保育所利用の認定を支給認定と表現していましたが、教育・保育給付認定と改名されております。

二点目は、給食費の補助に関するものです。御杖村は、給食費が全員無料となっておりますが、今後この条例改正により、低所得者の方の子ども副食分については、補助対象となるものです。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 11、議案第 29 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 29 号、御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更について〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 12、議案第 30 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、本年度以降に予定をしております事業について、本計画に追加変更する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくお願い致します。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 2 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 13、議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 2 号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算それぞれに 2 億 7,067 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 6,300 万 9 千円とするものでございます。

今回の主な補正の内容は、平成 30 年度の繰越金を基金に積み立てるものでございます。

よろしくお願い致します。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算(第 2 号)の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 32 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長(山岡隆良君) 次に、日程第 14、議案第 32 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 本案は、歳入歳出予算それぞれに 254 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,921 万 8 千円とするものでございます。

今回の主な補正の内容は、平成 30 年度の繰越金を基金に積み立てるものでございます。

よろしくご審議をお願いします。

- 議長(山岡隆良君) ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 33 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長(山岡隆良君) 次に、日程第 15、議案第 33 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 本案は、診療施設勘定の歳入歳出予算それぞれに 231 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,259 万 4 千円とするものでございます。

今回の主な補正の内容は、合田医師休暇による代替医師の賃金等の増額によるものでございます。よろしくお願ひ致します。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 34 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 16、議案第 34 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算それぞれに 5,237 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,683 万 6 千円とするものでございます。今回の補正は、介護給付費の増額によるものでございます。

よろしくお願ひ致します。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

休憩・再開

○議長（山岡隆良君） 審議非常に長くなっておりますので、これから 5 分間、11 時ジャストまでトイレ休憩とさせていただきますと思ひます。

（10 時 55 分 休憩）

（11 時 00 分 再開）

○議長（山岡隆良君） それでは、開議を再開致します。

◎一括議第〔上程、説明、質疑、付託〕

- ・認定第 1 号、平成 30 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第 2 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第 3 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第 4 号、平成 30 年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第 5 号、平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 17、認定第 1 号、平成 30 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 18、認定第 2 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 19、認定第 3 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 20、認定第 4 号、平成 30 年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 21、認定第 5 号、平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上 5 議案は、平成 30 年度各会計決算の案件ですので、一括議題とします。

まず、一般会計決算について、説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。地方自治法第 233 条の規定により、平成 30 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、上程するものでございます。

詳細については、会計管理者が説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 古谷会計管理者。

○会計管理者（古谷依子君） 平成 30 年度一般会計決算につきまして、本日提案を致しました概要につきまして、皆様に、決算の内容に関する説明書をお配りさせて頂いておりますので、こちらに基づきまして概要をご説明致します。

最初に、資料の訂正がございまして、まず、7 ページの上から 3 行目から 4 行目にかけて、民生費 3 億 8,663 万 9 千円、同 18.9%とありますのを、構成比 18.9%に訂正をお願い致します。続いて 5 行目の構成比 16.2%を同 16.2%に訂正をお願い致します。

同様に次のページ 8 ページの上から 7 行目、同様に普通建設事業費 4 億 5,421 万 6 千円、同 22.2%とありますのを構成比 22.2%に訂正をお願い致します。続いて人件費 4 億 4,980 万 1 千円、構成比 22.0%を同 22.0%に訂正をお願いします。

以上4箇所につきまして、申し訳ありませんが訂正をお願い致します。

それでは、1ページから説明させていただきます。

一般会計決算の概要、予算の執行にあたって、計上した歳入については財源の確保に努め、歳出については経費の節減と執行の効率化に努めた結果、平成30年度の一般会計歳入歳出決算額は、決算書の91ページの実質収支に関する調書のとおり歳入総額23億9,027万182円、歳出総額20億4,251万5,621円、収支差引額3億4,775万4,561円となりました。

収支差引額から、繰越明許費によって翌年度へ繰り越すべき財源3,154万1千円を差し引いた、3億1,621万3,561円の黒字となりました。

次に「歳入決算の状況について」ですが平成30年度の歳入総額は、23億9,027万円で、前年度と比較して2,347万3千円減少しています。

歳入の主な内訳は、

地方交付税12億2,925万8千円、構成比51.4%、国・県支出金3億7,086万5千円、同15.5%、繰越金3億1,455万7千円、同13.2%、村債2億3,210万円、同9.7%、村税1億364万5千円、同4.3%等となっております。

詳細につきましては、次のページ、2ページの第1表一般会計歳入決算の内訳のとおりでございますが朗読は省略させていただきます。

これを前年度決算額と比較しますと、村税は第2表のとおり、総額で1億364万5千円、対前年度40万2千円0.4%の増額となりました。

個人村民税については、徴収率の向上により、59万6千円1.6%の増額となり、法人住民税については、企業の収益減少により、12万8千円4.7%の減額となりました。

それぞれの税の状況は次のページ、3ページ、第2表、村税決算の状況のとおりでございます。

続いて、地方消費税交付金は2,831万9千円で、前年度に比べて275万6千円10.8%の増額となりました。消費税率引上げによる増収分の交付額は1,196万7千円となりました。この増収分については、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされており、主なものは4ページ、第3表のとおりでございます。

続いて、地方交付税は、普通交付税と特別交付税をあわせて12億2,925万8千円で、前年度に比べて5,787万8千円の減額となりました。普通交付税については、過年度借入の過疎債償還終了に伴う交付税算入額の減少等のため5,739万8千円の減額となりました。また、交付税の振替措置とされている臨時財政対策債は4,500万円を借り入れております。

分担金及び負担金は、事業ごとの分担金の増減によって22万1千円22.2%の減額となりました。

使用料及び手数料は、保育料、村外受託保育料及び過年度事業の移動通信用鉄塔施設使用料収入が減少したことにより、144万2千円6.2%の減額となりました。

国・県支出金は総額3億7,086万5千円で、対前年度1,486万7千円3.9%の減額となりました。社会資本整備交付金の減少や臨時福祉給付金等給付事業の終了が主な減額要因です。

国・県支出金のうち主なものは、次の第4表、国・県支出金の主な内容のとおりでございますが朗読は省略させていただきます。

続いて財産収入は、581万9千円で、前年度に比べて19万1千円3.2%の減額となりました。金融機関の預金金利の低下に伴う基金利息収入の減額が主な要因です。

平成30年度末における基金の現金保有残高は27億9,254万4千円で、各基金別の内訳は第5表のとおりでございます。

なお、第5表の備考にありますとおり、土地開発基金につきましては平成30年度末時点と致しまして、横領事故により400万円現金不足となっております。こちらは今年の6月に弁償されております。

繰越金は、3億1,455万7千円で、対前年度7,989万円2.6%の増額となっております。

諸収入は、2,814万5千円で対前年度535万2千円23.5%の増額となりました。後期高齢者医療療養給付費の過年度精算及び曽爾村からの指導主事共同設置事業の負担金が増額の主な要因となっております。

村債は、借入総額は、2億3,210万円で、対前年度比較では、4,080万円21.3%の増額となりました。村道改良事業や公共施設耐震改修事業をはじめとする普通建設事業等の財源として借り入れを行いました。

交付税の振替措置による臨時財政対策債、後年度交付税算入100%については、4,500万円の借入れを行いました。

地方債の目的別借入内訳は、次のとおりです。過疎対策事業債1億4,300万円、災害復旧事業債1,710万円、臨時財政対策債4,500万円、・緊急防災・減災事業債2,320万円、公共事業等380万円となっております。

つづきまして、7ページの歳出決算の状況についてでございますが、平成30年度の歳出総額は20億4,251万6千円で、前年度と比較して5,667万1千円2.7%の減となりました。

目的別決算の主な内訳は、構成比の高いものから申しますと民生費3億8,663万9千円、構成比18.9%、土木費3億5,143万5千円、17.2%、総務費3億3,098万9千円、16.2%、教育費2億976万7千円10.3%等となりました。

それぞれの目的別決算の状況は、第6表のとおりでございます。

前年度決算と比較して増額となった項目では、教育費が、桃俣多目的研修センター・体育館耐震改修工事、神末体育館屋根改修工事等により、6,746万3千円47.4%の増、商工費が地域資源活用事業や三季館屋根塗装工事等により2,868万8千円27.9%の増、災害復旧費が、台風による災害復旧事業によって、3,732万円420.7%の増となりました。

一方、減額となった項目については、総務費が基金積立金の減額等により1億1,938万6千円26.5%の減少となり、公債費が通常償還分の減によって4,038万9千円16.6%の減少、衛生費が宇陀衛生一部事務組合負担金及び簡易水道事業特別会計繰出金等の減によって、1,041万9千円7.8%の減となりました。

性質別決算の主な内訳は、構成比の高いものから申しますと普通建設事業費4億5,421万6千円構成比22.2%、人件費4億4,980万1千円22.0%、物件費が2億8,822万8千円14.1%、補助費2億5,929万6千円12.7%等となっております。

前年度決算額と比較しますと、人件費は、職員給の減少や退職手当負担金の減少によって、192万5千円0.4%の減額となりました。

物件費は、地域資源活用事業、空き家計画策定業務、道の駅運営サポート

業務、小中一貫教育施設再編検討業務等の増によって、2,096万5千円7.8%の増額となりました。

扶助費は、臨時福祉給付金事業の終了や児童手当の支給減等によって、1,149万1千円9.1%の減額となりました。

補助費は、指導主事共同設置事業負担金及び宇陀地域公共交通活性化協議会負担金の減、奥宇陀線維持対策補助金の終了等により1,348万円10.0%の減額となりました。一部事務組合への負担金は、宇陀衛生一部事務組合負担金、奈良県広域消防組合負担金が減額により、全体では40万5千円0.3%の減額となりました。主な補助費の内訳は第8表のとおりです。

繰出金は、2億26万円で、対前年度979万7千円5.1%の増額となりました。後期高齢者医療特別会計が678万3千円の増額、国民健康保険特別会計診療施設勘定が451万5千円の増額、介護保険特別会計が125万6千円の増額、国民健康保険特別会計事業勘定が117万6千円の増額となっています。簡易水道事業の特別会計が391万5千円の減額となっています。

普通建設事業につきましては、定住促進住宅整備事業・公共施設の耐震改修事業・村道の拡幅改良事業・法面対策事業・舗装改良事業をはじめとする地域基盤の整備に4億5,421万6千円の投資を行いました。前年度に比べて、5,585万2千円14.0%増加しています。

また、災害復旧事業費は4,619万1千円となり、前年度より3,732万1千円増加しました。

普通建設事業の主な事業は、10ページの第9表のとおりでございます。

以上で一般会計決算の概要説明を終わらせて頂きます。

詳細につきましては、決算事項別明細書や主要施策の成果に関する報告書をご覧頂きまして、よろしくご審議のほど、お願い致します。

○議長（山岡隆良君） 次に、特別会計決算を一括して、説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の認定について、上程するものでございます。

詳細については、会計管理者が説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 古谷会計管理者。

○会計管理者（古谷依子君） 平成30年度特別会計決算につきまして決算の内容に関する説明書11ページでございますが、第10表のとおり、特別会計決算の状況でございます。

特別会計5会計の歳入総額は、9億851万3千円、歳出総額は、9億260万7千円で、収支差し引き額は、590万6千円となっております。それぞれの会計につきましても平成30年度と平成29年度の比較は、この表のとおりでございます。

つづきまして各会計別の概要につきまして、ご説明申し上げます。

簡易水道事業特別会計は、歳入総額1億1,826万円、歳出総額1億1,571万5千円、収支差引額は254万5千円となりました。前年度との比較では、歳出において桃俣配水管更新事業及び村債償還金の増により、3,078万9千円の増額となりました。一般会計からの繰入金は前年度に比べて、水道料金システ

ムの更新事業終了により、391万5千円の減額となりました。

国民健康保険特別会計事業勘定の歳入総額は、2億6,487万9千円、歳出総額は、2億6,439万円、収支差引額は48万9千円となりました。前年度との比較では、歳出において保険給付費が減額となり、9,301万8千円の減額となりました。一方歳入においては、医療費の特別調整交付金が交付されたこともあり、財政調整基金の取崩しは行いませんでした。

国民健康保険特別会計診療施設勘定は、歳入総額9,556万6千円、歳出総額9,546万6千円、収支差引額は10万円となりました。前年度に比べて歳出では、医療機器の更新事業の終了等により、691万2千円の減額となりました。歳入では、一般会計からの繰入金、前年度に比べて451万5千円の増額となりました。

介護保険特別会計は、歳入総額3億8,394万1千円、歳出総額3億8,116万9千円、収支差引額は277万2千円となりました。前年度に比べて歳出では、保険給付費が3,818万9千円の増額となりました。一方歳入においては、一般会計からの繰入金、前年度に比べて92万5千円の減額となりました。

後期高齢者医療特別会計は、

歳入総額4,586万7千円、歳出総額4,586万7千円、収支差引額は0円となりました。前年度に比べて歳出では、後期高齢者医療システム更新に伴い、1,017万8千円の増額となりました。歳入では、一般会計からの繰入金、前年度に比べて821万4千円の増額となりました。

なお、最後に13ページ村債の状況について説明させていただきます。

村債の状況、村債の目的別の増減及び現在高の状況は第11表のとおりです。平成29年度末における村債の現在高は、一般会計と特別会計を合わせて19億752万8千円でしたが、平成30年度中に、普通建設事業等の財源としての地方債2億6,030万円の借り入れを行い、一方既に借りている村債について、2億3,817万円の元金償還を行った結果、平成30年度末の借入現在高は19億2,965万8千円となり、前年度と比較して2,213万円1.2%増加しました。

地方債の借り入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めています。

以上で特別会計の決算の概要並びに村債の状況についての説明を終わらせていただきます。一般会計同様、詳細につきましては、決算事項別明細書等をご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（山岡隆良君） ここで、平成30年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員に決算審査の意見を求めます。

山崎監査委員。

○監査委員（山崎往男君） ただいま、議長のご指名がございましたので、決算審査報告を申し述べたいと思います。お手元の平成30年度御杖村一般会計、特別会計の決算審査意見書をご覧いただきたいと思います。

この審査につきましては、去る8月22日と23日の2日間に渡りまして、丸山監査委員とともに審査をさせて頂きました。決算審査意見書の各諸表の朗読は省略させて頂き、7ページの決算審査結論の朗読をもって報告に代えさせて頂きたいと思います。この一番最終のページでございます。

平成30年度決算審査結論、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施

行に基づき、本村の平成 30 年度健全化判断比率等について審査したところ全てにおいて基準以下となっている。

本村は、急速な過疎化・少子高齢化に伴う人口減少が村の活力を一段と低下させている。将来の村のあるべき姿を考慮したときに非常に深刻な事態である。この状態を打破するためにも、若者の就労機会の確保や子育て支援への取り組みが重要であり、御杖村総合戦略に盛り込んだ施策の展開に大いに期待するところである。

加えて本村は、財源の大半を地方交付税に依存しており、平成 30 年度は、前年度比約 5,800 万円の減額となっている。今後も、人口減少に伴う交付税の減額は必至であることから、財政状況の硬直化への対応に取り組みつつ、活力ある村づくりに全力を傾注していただきたい。さらにあらゆる歳出経費を見直し、費用対効果を考慮しながら効率的な事業執行と行財政改革を推進されたい。

また、平成 30 年度は元会計管理者による公金横領が発覚した。これは村民の行政への信頼を大きく失墜させるものであり、対外的な村へのイメージダウンにもつながる重大な事案であった。今後は再発防止に向け、公金の取扱方法、管理体制のさらなる強化・徹底に、村長はじめ職員が一丸となって努められるよう強く切望し、平成 30 年度決算審査の結論とする。以上でございます。

○議長（山岡隆良君） ただ今、当局よりの説明と、監査委員より決算審査に係る意見をいただきました。

これから決算 5 議案を一括して、総括的質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決算議案について、一括して予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号から認定第 5 号までの平成 30 年度一般会計歳入歳出決算および各特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎一括議第〔上程、説明、採決〕

・同意 3 号、御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

・同意第 4 号の御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 22 同意 3 号、及び日程第 23 同意第 4 号の御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○議長（山岡隆良君） 本 2 議案につきましては、同趣旨の議案でございますので、あわせて説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、2名の方が12月13日付けをもって任期満了となります。地方税法の規定によりまして、固定資産評価審査委員会の委員は当該市町村の住民、市町村民税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任することになっております。今回委員の選任をお願いするのは、前回から引き続き大字土屋原752番地の田嶋喜代一氏です。人格・識見とも優れ、3か年の経験も踏まえ、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えます。

また、もう一人の方は、大字菅野2138番地の水口尉之氏です。水口氏は、役場職員として勤務し、この間税務課職員、また税務課長として勤務した経験から、固定資産の評価についても熟知しており、適任者としてお願いするものです。任期は、両氏とも令和元年12月14日から令和4年12月13日までの3ヶ年です。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君） 本案につきましては、会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号及び4号について、質疑及び討論を省略します。

これより、各案件ごとに採決を行います。

日程第22、同意第3号について採決をします。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、同意第3号、御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第23、同意第4号について採決をします。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、同意第4号、御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎報告第2号、平成30年度御杖村教育委員会の権限に 属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の 報告について

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第24、報告第2号、平成30年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告についてを議題と致します。本案について、内容の説明を求めます。

丸山教育長。

○教育長（丸山栄君） それでは、私の方からご説明をさせていただきたいと思い

ます。別添の資料がございますので、それをご覧いただきたいと思います。

御杖村教育委員会では、第3次御杖村長期総合計画に基づいて、学校教育・社会教育及び社会体育・文化の振興のために、各分野において教育行政を推進しております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の第1項に、教育委員会は毎年、その権限に属する事務、すなわち、教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとまた、第2項には、教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用をはかるものとする。とあり、これらの規定にもとづき、教育委員会において、委員による点検・評価を実施し、また、第三者による評価・検証をいただきました。

大項目として、教育委員の活動、教育委員会が管理執行事務事業の総務・学校教育関係、社会教育・文化・社会体育関係、総務管理に大別し、中項目では、教育委員会活動を5項目、総務・学校教育関係を7項目、社会教育、文化・社会体育関係を中項目12項目、総務管理を1項目にまとめております。

小項目ごとに、点検・評価を行っておりますが、A評価が42、B評価7の評価とさせていただきます。

報告書の中身につきましては、主要施策の成果に関する報告書と重複するものが多くございますので、私の方では、平成30年度の推進の柱としての観点からご説明申し上げますので、個々の細部の説明については、省かせていただきます。

教育委員会では、小学校と中学校の教育の一貫性を確保し、児童生徒の規範意識の確立と学力の向上を目指して、小中一貫教育を進めてまいりました。平成30年度は、小中学校の管理職の交流人事を行い、人的な融合を図ってまいりました。また、施設の統合を見据え、小中一貫教育施設整備検討協議会を発足させ、小学校校舎と中学校校舎の比較検討を進めてまいりました。総合教育会議においても、首長より、小中一貫教育等の進め方について様々な助言を受けながら取り組みを進めてまいりました。

また、教育委員は、三重県最初の義務教育学校である津市立みさとの丘学園の公開学習を参観したり、奈良市立月ヶ瀬小中学校を訪問し、先進的な取り組みを学ばせていただいたりと研鑽を深めてまいりました。小中学校への訪問も機会あるごとに行い、現状把握に努めると共に、教職員との対話を密に行い、学校支援を進めてまいりました。特に、教育内容に関わりましては、中学校の教員が、その専門性を活かして小学生に授業を行う、いわゆる乗り入れ授業を全科目で実施してもらいました。今までも、一部の限られた教科では実施していましたが、他の教科でどのようなことができるか、課題があるのか、まずはやってみようとして全科目で実施をしております。その反省をもとに、本年度も進めています。

次に全国学力・学習状況調査につきましては、1学年の人数が少人数ということで統計処理的には難しい所もございますが、児童、生徒一人一人きちんと看取るという気持ちで分析を行い、課題を共有してきました。その中で、読み取る力が弱いという課題が小中共に見えて来ましたので、小中学校教員全体で、国語の力、特にテキストを読み取る力の向上に向けた研修会を実施致しました。

また、曾爾村と共同設置の指導主事には、その専門性を活かし、教育内容の

充実といじめや人権侵害のない開かれた学校の創造に向け、学校への指導と助言に寄与してもらいました。

次に、社会教育・人権教育・公民館教室・社会体育については、高齢化、人口減少の中で、進めてまいりましたが、内容等について、今後のあり方を再度検討することが求められております。

また、社会教育施設については、計画的な改修をおこない、本年度は桃俣多目的研修センターの耐震改修等を実施しました。

そして、学校支援地域本部事業については、学校支援コーディネーターの活用により、心豊かな地域の子どもを育てるため、ボランティアの方々による総合的な学習の時間におけるゲストティチャーや、職業体験の受け入れ、また、環境整備など支援・協力を充実・効率化し、地域と共にある学校づくりをすすめることが、できました。

放課後児童預かり事業について、夏期休業期間中の実施により、保護者への子育て支援の拡充になったと考えられます。

最後のページに、第三者による評価を元御杖中学校校長の鈴木泰弘氏にいただきましたので、添付させていただいております。

つきましては、評価を参考に取組を進めて参りたいと考えております。

以上提案理由並びに、概要説明の報告とさせていただきます。どうかご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（山岡隆良君） ただ今、説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

木村議員。

○6番（木村忠雄君） 資料の中で7ページを見ていただきたいと思います。文化の振興に関することの評価がAになっておりますが、これはAに値するだけの活動がされたか、ということをもう一度教育長から説明を求めたいと思います。

○議長（山岡隆良君） 丸山教育長。

○教育長（丸山栄君） 只今のご質問でございますけれども、この件に関しましては、民間団体との協力を持ちながら共に進めていくという部分での活動もございまして、また懸案となっております伊勢本街道の整備につきましては、本年度で文化庁のほうと協議をしながらどのように進めて行くかということの予定もしております。ただ、前年度という部分につきましては、少しその辺のところでは、当初の部分としての実際の活動というのは、されておったかという部分につきましては、・・・あると思いますけれども、一応これ教育委員会のなかでその辺の・・・しながらA評価とするということでございましたので、こちらに挙げさせていただいております。

○議長（山岡隆良君） 木村議員。

○6番（木村忠雄君） 只今説明されました教育長の答弁は認められません。それは確かに教育委員会が管理執行する事務分掌ではないことが確かではございますが、例えば事例を申しますと伊勢本街道等についての協議会等でも何度も議論討論されておりますが、これらについての評価点からいいますと協議しながら進めていないということであれば、この評価をAとすることは少し差異があるのではないかと、やはり正確な部分でしていただくと、そうでなかったらやはり議会としてもこれ見せていただいた中で、教育委員会が関与する執行する業務においては、殆どAであります。その他のことに目を光らせていないにもかかわらずA

という評価はおかしい。これはきちんと正しい評価点を示していただきたいと思います。以上です。

○議長（山岡隆良君） 丸山教育長。

○教育長（丸山栄君） 只今、ご指摘がございましたように、これにつきましては、次回の教育委員会で、再度、このようなご指摘がございましたということで、再検討というかたちでの提案を私どものほうからさせていただきたいと思っております。また、この部分を踏まえながら令和元年度につきましては、この評価がAになるように進めてまいりたいと思っておりますので、ご指摘のようにA評価という部分につきましては、そのようなご指摘がございましたということで、直近の教育委員会でこの案件を出させていただきというぐあいに思います。

○議長（山岡隆良君） 木村議員。

○6番（木村忠雄君） 今、教育長のほうから来年度についてはという話がございましたが、やはり正確な数値というものを出していただかないと、議会としては、なかなか承認しにくいと、そして教育委員会が管理執行する事務分掌については、なかなか・・・分かりにくい部分がございますが、社会教育文化、社会関係に関しましては、一般村民であってもよく知っている、そのことについての論議も民間でも行われておる経過もございますし、特に伊勢本街道に関しましては、民間でこの活動に取り組んでおられる団体もございますので、それらのこともこの計画の中、評価の中へきちんと入れていただかないとただ単にこの文章をもらっただけでは分からないという部分もございますので、今後においては改めていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山岡隆良君） 盛岡議員。

○7番（盛岡英成君） 関連してではございますけれども、木村議員からご質問がございましたことに対しての、私は教育長の答弁に対してお伺いしたいと思います。

この報告書を差し替えると、今、答弁されました。こういった場合、議会の手続き上、この報告書を取り下げなければならないということが起こってくると思うんですけども、その手続きについてですね、暫時休憩するなりして、改めてその手続き上、議会の進行についてですね、休憩で協議していただいて、示していただかなければならないのかなと、いうふうに思います。報告書出して、これはAだから、これAとは認められないというそういった議員個々の意見、これは当然のことやと思うんです。しかしながらこれをすぐに撤回してしまうということに対して、これは一体どれだけ重要な書類であったのかということをおぼろげに思い出さなければならぬということにもとられかねないと、私は思うんです。これは、これということで、報告受けるけれども、次年度、再度点検して新たにしなければ、改善していかなければならないところは委員会一丸となって進めて行くんだと、学校も一丸となって進めて行く、文化財の保護は学校はあまり関係ないですけども、そういう方向で行かなければならないと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（山岡隆良君） 今、盛岡議員のほうから議会の進行上の扱いについて、暫時休憩して、取扱いについて慎重に方向性を決めた中で新たに報告してもらったという話が出ましたが、本案件は、報告案件ということで挙げられた議題でございます。その中で、教育長が審査、評価点を見直し、教育委員会の中で、こういうふうな意見があったということをおぼろげに聞いて、見直しするとは断言はされてませんが、そういう方向で検討しますということでございましたので、その扱

いについて、暫時休憩というかたちで、議事進行を少し止めさせていただき、どのような形で取り扱っていただけるのかというのをもう一度調整を図りたいと思いますので、しばらく暫時休憩とさせていただきたいとおもいます。

休憩・再開

(11時55分 休憩)

(12時00分 再開)

○議長(山岡隆良君) それでは、休憩前に引き続き開議を再開させていただきます。

丸山教育長。

○教育長(丸山栄君) 私のほうの言葉が非常に誤解を招いて、申し訳ございませんでした。あくまでも、これ報告ということでございますので、・・・報告ということで今回これで挙げさせていただきたいというふうに思います。それで、先ほどのご指摘につきましては、直近の教育委員会でこのような意見が出たところにつきましては、そのあたりをこちらのほうで出させていただいて、今後令和元年の・・・向けての論議を深めていきたいという具合に思っております。・・・評価につきましては、あくまでも報告ということでしていただいておりますので、これを変えるというふうなことは、根幹に係わる問題と思えますし、・・・混乱を招いたことをお詫び申し上げます。取り敢えず、この報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思っております。

○議長(山岡隆良君) 只今、丸山教育長のほうから本案につきましては、報告案件ということで、評価の内容の仕方等々につきましては、次年度以降の提案事項ということで、木村議員が提案していただいた、質問していただいた内容を十分に加味した中で、評価していくということでご説明あったわけです。このような形で今後進めていってもらうという方向性でよろしいでしょうか。

盛岡議員。

○7番(盛岡英成君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条の規定によって、議会に提出するとともに公表しなければならないと、提出して公表していただければ我々はそれでいい、その内容については、議員それぞれ個人的な議会活動のAではないやないか、Cで書いてあってもAぐらいやってくれているよという逆評価もあったりとかすることも当然あると思うんです。ところが、先ほど申し上げたのは、これを撤回したいと訂正して上程するという話しをされたもので、文言はそうかも分かりませんが、私はそう受け取りましたんでね、その言葉を今、教育長、撤回していただかないと、撤回していただかないと、報告で地方教育行政で決まっておるからこれでいいんです。改善点は、教育委員会に諮って・・・の時にさせて貰うということでは今の場合にはならないと、私は思うんです。そちら教育長どうですか。

○議長(山岡隆良君) 丸山教育長。

○教育長(丸山栄君) 私が申しましたこれを差し替えるというような発言を申し上げましたが、これにつきましては、撤回させていただきたいというぐあいに思っております。

○議長(山岡隆良君) 盛岡議員。

○7番(盛岡英成君) それが、本来の議会であろうと思います。今後、そういった

ことのないようにですね、充分注意していただきたいと思いますので、申し添えまして終わらせていただきます。

○議長（山岡隆良君） 他に、古川議員。

○2 番（古川芳明君） 今、お二方が質問されたことの関連質問なんですけれども、この項目の中に、天然記念物の保護とオオサンショウウオの保護というふうに文言がありますけれども、このオオサンショウウオっていうのは、今現在本村の中にどれくらいの生息を確認されとるのか、最近ではもう河川も支流においてもですね、かなり動植物の生態環境が変わっておりまして、絶滅したような動植物もあるやに聞いておりますし、しますので、こういった公文的なものにこういう文言入れるということになります場合は、一定の方の調査というかそういうものに基づいて上での表現を用いられたほうがいいんじゃないか。私も河川の環境汚染については、気になるところでありますので、そういった観点から今現在どのような調査をされたのか、参考までに教えていただきたいと思います。

○議長（山岡隆良君） 天然記念物の保護等については、オオサンショウウオが実際立ち会っていないので分からないんですけど、多分いないんじゃないのかなと・・・その辺がここに書かれとるということで、文化の振興に関することということで、工事等請け負ったときには、生態系の調査もするそんななかで環境保全という部分でされておる部分を、こういう形で表現されとるのかなというふうに思うんですけども、この辺は教育長どうなんですか。

丸山教育長。

○教育長（丸山栄君） かなり細かい中身になってまいりますけれども、オオサンショウウオの生息について、個体を確認したというようなことは最近私どもも聞いてはおりません。ただ、御杖全体につきましては、オオサンショウウオが生息しているとされる区域でございますので、昨今のいろんな河川の改修工事等に伴います際には、事前に調査を実施しまして個体について確認できれば保護していくということも含めて、実際にそれぞれ工事があがってきますとその辺の確認から作業に入っております。ただし、私どもが確認しているわけではなく、専門家がその辺のそこについては、調べるといって形になっておりますの、それについての事務をさせていただいておるということで、こちらのほうに保護の取り組みとして入るといってございませう。

○議長（山岡隆良君） 古川議員。よろしいでしょうか。

○2 番（古川芳明君） 分かりましたですけど、実際、さっき議長もちょっとおっしゃったように、オオサンショウウオに限らず、もうメダカそのものが見かけんようになっていますし、大きく本村の清流における動物の減少というのが著しいものだと思うんです。この文化と共に環境の面についてもですね、役場側だけじゃなしに我々議会も含めて、みんなでいいむらづくりを環境をつくるっていう側面からも、もうちょっと正確な情報の共有というものは当然必要やないかなというふうに思いますんでお忙しいことと思いますが、調査の実施をお願いしたいなと思います。

○議長（山岡隆良君） はい、ありがとうございます。以上で、報告第2号、平成30年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告についてを終わります。

◎議案第 35 号、土屋原公民館・体育館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結について

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 25、議案第 35 号、土屋原公民館・体育館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、土屋原公民館・体育館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に定める予定価格 5 千万円以上の工事請負契約に該当することから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、8 月 30 日に一般競争入札を行いまして、契約金額 8,283 万円で奈良県北葛城郡広陵町大字平尾 11-1、村本建設株式会社奈良本店常務執行役員本店長高田幸伸と、契約を締結するものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

○議長（山岡隆良君） 盛岡議員。

○7 番（盛岡英成君） 契約金額そのものは別段どうのこうのではありませんに、大まかな部分を説明していただけると、地域の方もどういふふうになっていくのかということとところ広報では周知をさせていただきますということも、心配されている方もおられます。保育所に避難所が移って、こちらを使わないということもありますので、それと出入口の問題、そういったことも含めて分かる範囲で説明願いたいと思います。

○議長（山岡隆良君） 中村教育次長。

○教育次長（中村康幸君） ご質問いただきました工事の概要についてなんですけれども、主となります耐震補強に加えまして、床、内壁の張り替えを行わせていただく予定をしております。そして、床に関しましては、2 年ぐらい前から床のところどころが隆起してくるというような現象がありまして、その改善について調査等も行ったわけなんですけれども、今回の改修に合わせて張り替え工事をさせていただきたいというふうに予定をしております。そして、外壁の塗装の一部やり換えでありましたり、トイレをバリアフリー化をするために既存のトイレから位置を変更する形でのトイレの設置を予定しております。

また、屋根の排水設備等の特に樋回りとかそういったものの改修の工事を予定をしております。工期につきましては、今契約しようとしています契約の中におきましては、令和 2 年の 2 月末までの工期で進めようとしております。また保育所等の出入り、通園路になっておりますので、そうしたあたりにつきましては、保育所、また業者のほうと時間帯等の調整をかけさせていただきまして、安全面には十分配慮していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山岡隆良君） 以上、盛岡議員、オッケイですか。

はい、他に。木村議員。

○6 番（木村忠雄君） これは契約金額が 8,283 万円となっておりますが、村が設定した予定金額ですね、これ提示していただきたいと思います。

- 議長（山岡隆良君） 中村次長。
- 教育次長（中村康幸君） この契約におきましての村が予定価格としておりました金額は、8,285万2,330円になりまして、実契約との差は、2万2千円程度の差となっております。率にしますと99.97%の請負率となっております。
- 議長（山岡隆良君） 木村議員。
- 6番（木村忠雄君） それで、村本建設が落札しておりますが、何社入札がありましたか。
- 教育次長（中村康幸君） 一般競争入札に対しまして、応札は1社でした。
- 議長（山岡隆良君） 木村議員。
- 6番（木村忠雄君） これは、今日じゃなくして全員協議会の場所でも細部にわたって質問したいと思います。
- 議長（山岡隆良君） 只今、木村議員から継続審議というふうな扱いにしたいというふうなことで申し入れがございましたが、異議ございませんか。
木村議員。
- 6番（木村忠雄君） 私は、なんでこのことに関して予定金額等をお聞きしたかといいますと、ほぼ予定価格の満額で落札されとると、そして応札した業者が1社やということになってくると、なんとかなるかな本当にこれが入札として正しいのかということを考えてみますと、やはり色々議論があると、確かに村の執行としてそれは予定価格で入札をして入札者が他にいなかったからということとはよく分かるんですけども、これ3社も4社入ってくれば、またどういふ結果になっていくかもっと入札価格が下がって行く場合もあると、そういうこともあるので、少し細かいことを聞きたいなということで質問をしたわけでございます。
- 議長（山岡隆良君） 只今、木村議員が詳細の中身を確認しながら1社だけの見積ということであるので、事案をもう少し審査していきたいという申し入れがございました。
この案件につきまして、継続審査をするのか委員会付託するのかどちらのほうの扱いに、審議をどのような形で進めて行くか。全協の中で説明していただいて、続会議で採決というふうな扱いにさせて貰うのが良いのか、その辺のところ皆さんのご意見を諮りたいと思いますが。
木村議員、全協で審議させていただいて、続会議の採決という方向でよろしいでしょうか。
木村議員。
- 6番（木村忠雄君） 只今、議長のほうからご案内がありましたとおり、全協で説明していただいて続会議で採決いただければ結構かと思えます。
- 議長（山岡隆良君） 分かりましたありがとうございます。
木村議員のほうからそのような形で進めてはどうかということで同意いただいたわけですが、ほかの議員の方から何かそのことについてご意見等ございますでしょうか。
（「結構です」の声有り）です
- 議長（山岡隆良君） 結構という意見がでましたが、そのような形で進めるというふうな方たちで継続審査、全協で説明いただいて続会議で採決という方向に進めさせていただきます。よろしいですか。
（「はい」の声有り）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。議案第35号、土屋原公民館・体

育館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結については、全員協議会で詳細説明ののち、続会議で採決という扱いでさせていただきますのでよろしくお願い致します。

◎散会の宣告

- 議長（山岡隆良君） 以上を持ちまして、本日の日程は全て終了致しました。
次回の本会議は、9月13日、午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でございました。

（12時19分 散会）

第 2 号 (9月13日)

令和元年9月御杖村議会定例議会（第2号）

令和元年9月13日
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 議案第27号〔原案可決〕
御杖村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第2 議案第30号〔原案可決〕
御杖村過疎地域自立促進計画の変更について
- 第3 議案第31号〔原案可決〕
令和元年度御杖村一般会計補正予算（第2号）の議定について
- 第4 議案第32号〔原案可決〕
令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 第5 議案第33号〔原案可決〕
令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 第6 議案第34号〔原案可決〕
令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 第7 認定第1号〔原案認定〕
平成30年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 認定第2号〔原案認定〕
平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定第3号〔原案認定〕
平成30年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第4号〔原案認定〕
平成30年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第5号〔原案認定〕
平成30年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第35号〔原案可決〕
土屋原公民館・体育館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結について
- 第13 発委第7号〔原案決定〕
閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）

第 14 発委第 8 号 [原案決定]

閉会中の継続調査申出について（むらづくり委員会）

第 15 発議第 6 号 [原案決定]

議員派遣について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

議長	山岡隆良君	副議長	吉田俊弘君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
5番	松岡一生君	6番	木村忠雄君
7番	盛岡英成君	8番	山崎往男君

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
----	-------	----	-------

◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
副村長	松原永治君
教育長	丸山栄君
総務課長	藤田辰猪君
むらづくり振興課長	西岡悦夫君
保健福祉課長	廣尾真貴子君
産業建設課長	森本成則君
住民生活課長	片岡保昌君
教育委員会次長	中村康幸君
会計管理者	古谷依子君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	中嶋英樹君
書記	菊山ケイ子君

〔 発言記録 〕

(10 時 00 分 開議)

◎開議の宣告

○議長(山岡隆良君) 皆さん、おはようございます。

9 月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。

全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布済の日程第 2 号のとおりとします。

◎議案第 27 号、御杖村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について〔委員長報告、質疑、討論、採決〕

○議長(山岡隆良君) 先ず、日程第 1、議案第 27 号、御杖村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします

本案件につきましては、むらづくり委員会へ付託した案件でございます。会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

むらづくり委員長、山崎往男君。

○むらづくり委員長(山崎往男君) 只今、議長のほうからご指名ございましたので、むらづくり委員会を代表致しまして審査報告をさせていただきたいと思っております。9 月 4 日の本会議におきまして条例 1 件及び計画変更 1 件が付託されたことによりまして、9 月 6 日に全委員出席のもと審査を致しました。

ただいまの議題でございますけれども議案第 27 号、御杖村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、会議の前に、委員全員で当該施設の視察を行い、担当部局より説明を受けました。

視察後の委員会においては、運用に関する質問や、施設を有効活用するためのソフト施策の充実を望む意見等がだされ、当局より答弁をいただきました。

採決の結果につきましては、全員の賛成によりまして、原案どおり可決すべきものと決定を致しました。

以上で、議案第 27 号についてのむらづくり委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を致します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第1、議案第27号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(全員/起立)
- 議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第27号、御杖村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第30号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更について〔委員長報告、質疑、討論、採決〕

- 議長(山岡隆良君) 次に、日程第2、議案第30号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします
本案件につきましても、むらづくり委員会へ付託した案件でございます。会議規則第41条第1項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。
むらづくり委員長、山崎往男君。
- むらづくり委員長(山崎往男君) それでは、議案第30号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更についての報告をさせていただきます。
委員会の質疑では、委員より事業の内容や進捗状況等につきましての質問が行われ、担当課より、計画に掲載することの意義も含めて説明や答弁が行われました。
採決の結果につきましては、全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定を致しました。
以上で、議案第30号についてのむらづくり委員会の審査報告とさせていただきます。以上でございます。
- 議長(山岡隆良君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑は、ございませんか。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長(山岡隆良君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)
- 議長(山岡隆良君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を致します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第2、議案第30号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(全員/起立)
- 議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第30号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎一括議第〔委員長報告、質疑〕

- ・議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 2 号）の議定について
- ・議案第 32 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- ・議案第 33 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- ・議案第 34 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 3、議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算第 2 号の議定について、議案第 32 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号の議定について、日程第 5、議案第 33 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号の議定について、日程第 6、議案第 34 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算第 2 号の議定について以上の 4 件を、一括議題とします。

本案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

○予算決算委員長（松岡一生君） 委員会を代表しまして、付託されました議案第 31 号から議案第 34 号の 4 件につきまして、一括してその審査の経過と結果についてご報告致します。

経過でございますが、9 月 4 日開会の定例会において、補正予算 4 件及び決算 5 件が付託されました。これを受け、去る 9 月 10 日に委員会を開催し、委員 8 名全員出席のもと審査を実施しました。

ただいま議題の補正予算 4 件につきましては、会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。議員より疑問点等について質疑が行われ、それぞれ担当課長より答弁いただきました。

また、介護保険特別会計では、介護給付費の増大による厳しい財政状況であることの報告が保健福祉課長よりなされ、委員よりその対応策を求める意見が出されました。

採決の結果につきましては、補正予算 4 会計とも、全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定致しました。

以上で、議案第 31 号から議案第 34 号についての、予算決算委員会の委員長報告と致します。

○議長（山岡隆良君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 2 号）の議定について〔討論・採決〕

- 議長（山岡隆良君） 続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。
まず、日程第 3、議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算第 2 号の議定についてを議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を致します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第 3、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 2 号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 32 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定について〔討論・採決〕

- 議長（山岡隆良君） 続いて、日程第 4、議案第 32 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号の議定についてを議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を致します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第 4、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 32 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 33 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について〔討論・採決〕

- 議長（山岡隆良君） 続いて、日程第 5、議案第 33 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号の議定についてを議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第5、議案第33号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第33号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案34号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について〔討論・採決〕

- 議長(山岡隆良君) 続いて、日程第6、議案34号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第6、議案第34号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、議案34号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎一括議第〔委員長報告、質疑〕

・認定第1号、平成30年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

・認定第2号、平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・認定第3号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

・認定第4号、平成30年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

・認定第5号、平成30年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長(山岡隆良君) 次に、日程第7、認定第1号、平成30年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第2号、平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第3号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程

第 10、認定第 4 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11、認定第 5 号、平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の 5 件は、各会計決算認定の案件ですので、一括議題とします。

本件につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

- 予算決算委員長（松岡一生君） ただいま議題の認定第 1 号から 5 号までの各会計歳入歳出決算の認定 5 件につきまして、一括して、その審査結果についてご報告致します。

経過につきましては、先に報告させていただいたので割愛させていただきます。

審査につきましては、全会計を一括議題とし、質疑をおこない、全委員より質疑が行われ、村当局より答弁いただきました。

その後、各会計ごとに討論及び採決をおこない、全 5 会計とも、全員の賛成により、原案どおり認定すべきものと決定致しました。

以上で、認定第 1 号から認定第 5 号についての、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（山岡隆良君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎認定第 1 号、平成 30 年度御杖村一般会計歳入歳出決算 の認定について〔討論・採決〕

- 議長（山岡隆良君） 続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

まず、日程第 7、認定第 1 号、平成 30 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第 7、認定第 1 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、認定第 1 号、平成 30 年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第 2 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について〔討論・採決〕

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 8、認定第 2 号、平成 30 年度御杖村簡易水

道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第8、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、認定第2号、平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第3号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について〔討論・採決〕

○議長(山岡隆良君) 次に、日程第9、認定第3号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

日程第9、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、認定第3号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第4号、平成30年度御杖村介護保険特別会計歳入 歳出決算の認定について〔討論・採決〕

○議長(山岡隆良君) 次に、日程第10、認定第4号、平成30年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第10、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、認定第4号、平成30年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第 5 号、平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〔討論・採決〕

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 11、認定第 5 号、平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を致します。
本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第 11、認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。
（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、認定第 5 号、平成 30 年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎議案第 35 号、土屋原公民館・体育館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結について〔質疑・討論・採決〕

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 12、議案第 35 号、土屋原公民館・体育館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案についても、説明を終えていますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより本案について採決を行います。日程第 12、議案第 35 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 35 号、土屋原公民館・体育館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎発委第 7 号、閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）〔上程、採決〕

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 13、発委第 7 号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。
議会運営委員長から、お手元の資料のとおり会議規則第 75 条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第 8 号、閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)〔上程・採決〕

- 議長(山岡隆良君) 次に、日程第 14、発委第 8 号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり会議規則第

75 条の規定により「むらづくり施策に関する事項」について、閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発議第 6 号、議員派遣について〔上程・採決〕

- 議長(山岡隆良君) 次に、日程第 15、発議第 6 号、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、配布済資料のとおり派遣することにしたいと思います。

また派遣内容についての一部変更については、議長において行いたいと思いますが、これらにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布した資料のとおり派遣することを決定し、一部の変更については、議長において行うことと致します。

◎閉議及び閉会の宣言

- 議長(山岡隆良君) 以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日の会議を閉じます。

よって、令和元年 9 月御杖村議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

(10 時 25 分 閉会)

◎会議録署名

御杖村議会会議規則第 127 条の規定によりここに署名する。

御杖村議会 議長 山岡 隆良

御杖村議会 議員 古川 芳明

御杖村議会 議員 葛城 昌俊